和 企 企 第 1 0 1 号 令和元年12月12日 (2019年)

各 位



### 不当介入を受けた場合における相談窓口の設置について

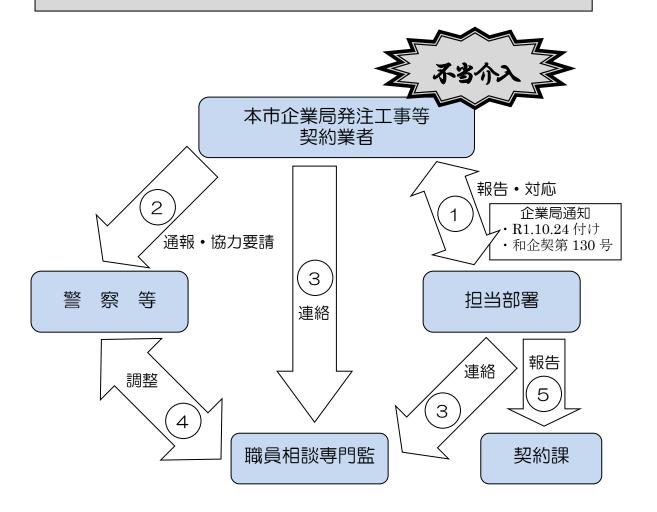
このことについて、不当な介入(応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求など)を受けた際は、その旨を直ちに本市企業局担当部署の職員に報告し、対応について協議してください。

また、対応に苦慮し問題解決が困難な場合には、職員相談専門監が、警察等と調整を図りながら、不当介入の解明・解決に向けた対応を行いますので、次の窓口へご相談ください。

#### 相談窓口

和歌山市総務局総務部 職員相談専門監電話 073-435-1007

# 本市企業局発注工事等における不当介入に対する相談窓口 フロー図



## 【契約業者】

- 1 担当部署に報告(①)
- 2 警察に通報・協力要請(②)
- 3 職員相談専門監に連絡(③)

### 【担当部署】

- 1 契約業者からの報告を受け対応(①)、職員相談専門監に連絡(③)
- 2 契約課に報告(⑤)

【職員相談専門監】 電話 073-435-1007 (内線2424) 業者、担当部署からの連絡を受け、警察等と調整(④)